日調連発第３２７号
平成２２年1月２２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

電子申請において提供された土地所在図等を表示することができない場合等の通知について（依頼）

当連合会の会務運営につきましては、日頃ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

また、オンライン申請の促進につきましても、ご配意賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年7月7日付け日調連発第106号をもって、連合会において構築した「ＸＭＬ土地所在図等作成ソフト」に関する対応方についてお願いしたところですが、今般、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり土地所在図等を表示することができない場合等の通知について、連絡がありましたので通知しますとともに、その対応方について、貴会所属会員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

なお、概要は下記のとおりです。

記

１　開始期日　　平成22年1月25日（月）

２　概　　要　　不動産登記規則第73条第1項(規則第80条において準用する場合を含む。)に規定する法務大臣が定める土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の方式について、地図情報システムを導入している登記所において、図面情報ファイルの仕様に合致しない場合は、新たに、土地所在図等の図面情報ファイルの仕様に合致しない箇所及びその内容（以下「メッセージ」という。）が通知されます。

3　対応方法

(1) メッセージの通知方法について

提供された図面情報ファイルが「図面情報ファイルの仕様」に合致していないことにより、地図情報システムにおいて適切に表示されず、登録することができない場合には、オンライン申請における補正通知又はコメント通知に、メッセージが記録されて通知されます。

(2) メッセージについて

通知されるメッセージには、エラーメッセージとワーニングメッセージの２種類があります。

ア　エラーメッセージについて

(ｱ) メッセージの内容

法務省ホームページで公開されている「不動産登記規則第 73 条第１項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」（以下「作成方式」という。）で定める「図面情報ファイルの仕様」に従って作成されていないことから、地図情報システムにおいてその図面を表示することができない場合に、エラーメッセージと補正の指示が通知されます（「図面情報ファイルの仕様」に従って作成された図面情報ファイルのみが存在し、その対となる署名ファイルが存在しない場合、地図情報システムでは、その図面を表示することはできるものの、登録することはできないので、同様にエラーメッセージと補正の指示が通知されます。）。

(ｲ) 対応

エラーメッセージと補正の指示が通知された場合は、補正の指示に従って、①提供した図面情報についてエラーメッセージに表示された内容の修正を行う方法、②別形式の図面情報を提供する方法又は③不動産登記令附則第５条第１項の規定により申請することとして図面(紙)を提出する方法のいずれかの方法により補正期間内に補正するようお願いします。

補正期間内に補正しない場合には、不動産登記法第 25 条第５号により却下されますので、ご注意ください。

イ　ワーニングメッセージについて

(ｱ) ＸＭＬ形式の図面情報ファイルの場合

ａ　メッセージの内容

新たに創設される筆界線の線分種別が「新規」に設定されていない場合などに通

知されます。

これは、地図情報システムにおいて、機能追加が予定されているＸＭＬ形式の図面情報ファイルの情報を利用して自動的に分筆の処理を行う機能に必要な情報が含まれていないことからワーニングメッセージが表示されるものの、従来どおり登記官が分筆の処理を行うことで、図面情報ファイルを地図情報システムに登録することができるため、メッセージ文と今後の協力依頼が通知されます。

ｂ　対応

本通知は、申請の却下や補正の指示されたものではありませんが、次回以降の申請から協力するようお願いします。

(ｲ) ＴＩＦＦ形式の図面情報ファイルの場合

ａ　メッセージの内容

「図面情報ファイルの仕様」に合致していないものの、地図情報システムにおいて、図面を表示することができる場合には、ワーニングメッセージが通知されます。

ｂ　対応

①　地図情報システムにおいて、図面が適切に表示され、登録することができる場合には、メッセージ文と今後の協力依頼が通知されます。

なお、本通知は申請の却下や補正の指示されたものではありませんが、上記イ(ｱ)ｂと同様に、次回以降の申請から協力するようお願いします。

②　地図情報システムにおいて、図面が表示され、登録できる場合であっても、解像度が悪いことから当該登記の処理やその後の証明書の作成の使用に耐えられないものなどについては、メッセージ文と補正の旨が通知されます。

この場合において、補正期間内に補正しない場合には、不動産登記法第 25 条第 5 号により却下されますので、ご注意ください。

※ワーニング：エラーではないが、「エラーかもしれない警告」の事（コンピュータ用語）

【別添】

法務省民二第１７６号
平成２２年１月２１日

日本土地家屋調査士会連合会長　松　岡　直　武　殿

法務省民事局民事第二課長　小 野 瀬　　厚

電子申請において提供された土地所在図等を表示することができない場合等の通知について（依頼）

平素から，土地家屋調査士会及び会員の方々には，電子申請による登記の申請に御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７３条第１項（規則第８０条第１項において準用する場合を含む。）に規定する電子申請における土地所在図，地積測量図，建物図面及び各階平面図並びに地役権図面については，同項の法務大臣の定める方式として法務省ホームページで公開されている「図面情報ファイルの仕様」に従って作成し，図面情報ファイルを添付情報として提供していただくこととなっております。

ところで，これまで，提供された図面情報ファイルが「図面情報ファイルの仕様」に合致していないことにより登記所において適切に表示できない場合には，申請人（代理人を含む。）に表示できないことのみを通知しておりましたが，今般，新たに，地図情報システムを導入している登記所において，その原因箇所及び内容（以下「メッセージ」という。）を通知することができることとなりましたので，お知らせします。

つきましては，下記のとおり，その事務を行うこととしますので，この旨を各土地家屋調査士会及び会員の方々に周知方お取り計らい願います。

記

１　メッセージの通知方法について

提供された図面情報ファイルが「図面情報ファイルの仕様」に合致していないことにより，地図情報システムにおいて適切に表示されず，登録することができない場合には，電子申請における補正通知又はコメント通知に，別紙の情報を記録して，通知します。

2　メッセージについて

通知するメッセージには，エラーメッセージとワーニングメッセージの２種類があります。

(1) エラーメッセージについて

ア　メッセージの内容

提供された図面情報ファイルが「図面情報ファイルの仕様」に従って作成されていないことから，地図情報システムにおいてその図面を表示することができない場合に，エラーメッセージを通知します（「図面情報ファイルの仕様」に従って作成された図面情報ファイルのみが存在し，その対となる署名ファイルが存在しない場合，地図情報システムでは，その図面を表示することはできるものの，登録することはできないので，同様にエラーメッセージを通知します。）。

イ　通知すべき内容

メッセージ文と補正の指示を通知します。

補正の指示に従って，①提供した図面情報についてエラーメッセージに表示された内容の修正を行う方法，②別形式の図面情報を提供する方法又は③不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）附則第５条第１項の規定により申請することとして図面を提出する方法のいずれかの方法により補正期間内に補正がされない場合には，不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２５条第５号により申請を却下することとなります。

(2) ワーニングメッセージについて

ア　ＸＭＬ形式の図面情報ファイルの場合

(ｱ) メッセージの内容

新たに創設される筆界線の線分種別が「新規」に設定されていない場合などに通知します。

これは，地図情報システムにおいて，本年４月に機能追加が予定されているＸＭＬ形式の図面情報ファイルの情報を利用して自動的に分筆の処理を行う機能に必要な情報が含まれていないことからワーニングメッセージが表示されるにすぎませんので，従来どおり登記所内で分筆の処理を行うことで，図面情報ファイルを地図情報システムに登録することができます。

(ｲ) 通知すべき内容

メッセージ文と今後の協力依頼を通知します。

なお，本通知は，申請の却下や補正の指示をするものではありません。

イ　ＴＩＦＦ形式の図面情報ファイルの場合

(ｱ) メッセージの内容

「図面情報ファイルの仕様」に合致していないものの，地図情報システムにおいて，図面を表示することができる場合には，ワーニングメッセージを通知します。

(ｲ) 通知すべき内容

① 地図情報システムにおいて，図面が適切に表示され，登録することができる場合には，メッセージ文と今後の協力依頼を通知します。

なお，本通知が申請の却下や補正の指示をするものではないことは，上記２(2)ア(ｲ)と同様です。

② 地図情報システムにおいて，図面が表示され，登録できる場合であっても，解像度が悪いことから当該登記の処理やその後の証明書の作成の使用に耐えられないものなどについては，メッセージ文と補正の旨を通知します。

この場合において，補正期間内に補正されない場合には，不動産登記法第２５条第５号により申請を却下することとなります。

3　運用開始日

平成２２年１月２５日（月）

【別添】

別 紙

図面エラー・ワーニング結果

受付年月日：平成 Z9 年 Z9 月 Z9 日
受付番号：XXXXXX-XX-N

ファイル名：ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
図面形式：ＮＮＮＮＮＮＮＮ

＜エラー＞
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ